

9月から受け付けを開始 2つの臨時給付金を支給します

2つの給付金確認じゃ！



①平成28年度 臨時福祉給付金

▼趣旨

平成26年4月の消費税率引き上げによる影響を緩和するため、所得の少ない人に暫定的・臨時的に支給するものです。

▼対象者

次のすべてに該当する人

○平成28年4月1日現在で市の住民基本台帳に記録されている人

○平成28年度分の市民税が課税されている人

振り込め詐欺にご注意

- 給付金を支給するために市や厚生労働省などが、ＡＴＭ（銀行やコンビニなどの現金自動支払機）の操作をお願いすることは絶対にありません。
- ＡＴＭを自分で操作して、他人からお金を振り込んでもらうことは絶対にありません。
- 現時点では、世帯構成や銀行の口座番号などを照会することも絶対にありません。



月1日号の市報や市ホームページでお知らせします。

②障害・遺族基礎年金 受給者向け給付金

▼趣旨

「一億総活躍社会」の実現に向け、賃金引き上げの恩恵がおよびにくい所得の少ない年金受給者に支給するものです。

▼対象者

「①平成28年度臨時福祉給付金」の支給対象者のうち、障害基礎年金、遺族基礎年金などを受給している人

※ただし、今年の高齢者向け給付金（1人3万円）の受給者は対象外です

▼申請方法など

対象になると思われる人のいる世帯へ9月上旬ごろに申請書を郵送する予定です。同封する返信用封筒による郵送や、窓口で申請してください。詳しくは、9

対象者1人につき3000円

▼支給額

※ただし、課税されている人の扶養親族、生活保護制度の被保護者は対象外です

○配偶者からの暴力を理由に避難している人へ

給付対象となる人のうち、事情により平成28年1月1日時点で住民登録を村上市に移すことができない状況にある人は、申し出により一定の要件に当てはまれば村上市で給付金の支給申請ができるようになります。具体的な申し出方法や要件については、福祉課福祉政策室までお問い合わせください。

▼支給額

対象者1人につき3万円

▼申請方法など

「①平成28年度臨時福祉給付金」と同様です。

●問い合わせ

福祉課福祉政策室

☎53・3797（直通）

厚生労働省の相談窓口

☎0570・037・192

※受付時間 午前9時から午後6時

（土・日曜日、祝日を除く）